

答申第 138号

(諮問第 159号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 1 月 22 日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 8 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和元年「大分県民間シェルター運営事業費補助」補助金を交付することに決定した理由と補助金の使用内容がわかる書類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、(5)の公文書については全部公開決定を行い、(1)から(4)までの公文書については条例第 7 条第 1 号並びに同条第 2 号イ及びロに掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和 6 年 1 月 22 日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業費補助金の内示について」
- (2) 「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業費補助金交付申請書」
- (3) 「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業費補助金交付決定通知書について」
- (4) 「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」
- (5) 「大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱」

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 1 月 31 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件一部公開決定処分を取り消し、実施機関が非公開とした部分のうち、個人別

支援実績書のDV被害者の支援内容の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

大分県と大分市で民間DVシェルター委託事業が行われている。民間DVシェルター事業は県税のみならず国税も含まれており、すべての納税者の税金が使われている。

重複支払いをしていないかどうか行政が確認しておらず、他行政のことではあるが保護施設利用者支援内容に疑義が生じる例もあるため、特定非営利活動促進法の情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度に基づいて、市民が確認を行うべきである。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義・性格について

県では、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者及びその同伴する家族（以下「DV被害者等」という。）の保護及び支援活動を行う民間支援団体の運営基盤を強化し、DV被害者等に対する支援の充実を図るため、民間団体がDV被害者等を一時保護するための施設を設置し運営するのに要する経費に対し、大分県民間シェルター運営事業費補助金を交付している。

大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱によれば、補助金の補助対象経費は、①シェルターの用に供する住宅等の借上料及び共益費及び②シェルター入所者に対する同行支援等に係る人件費である。ただし、②については、シェルター入所期間中の同行支援（行政機関や裁判所、就職活動、不動産業者、生活物資の購入、引っ越し等に同行すること）及び面接相談（体調や困りごと、今後の動きなどの相談及び情報提供等を行うこと）の場合にのみ、補助対象経費として認めている。

本件の対象となっている公文書は、この補助金の申請、交付等に関して作成されたもの及び補助金の交付を受けた支援団体が提出したものであり、このうち審査請求人のいう「個人別支援実績書」は、「平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」の添付書類として、支援団体から提出があったものである。

「平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」の必要書類として、個人別支援実績書（第9号様式）及び収支精算書（第10号様式）、さらにその他知事が必要と認める書類として、シェルター入所者面接相談・同行支援の一覧表、人件費に係る支払い調書、家賃・共益費等の振込明細書の写しが添付されている。

個人別支援実績書（第9号様式）は、上で述べた②の経費として認められる支援内容であるかを確認する目的で提出を求めており、シェルターに入所したDV被害者等に対する具体的な支援内容（同行支援や面接相談等）が記載されている。

収支精算書（第 10 号様式）は、当該補助金に係る収入金額及び項目ごとの支出金額を確認する目的で提出を求めている。

そのほか、シェルター入所者面接相談・同行支援の一覧表、人件費に係る支払い調書及び家賃・共益費等の振込明細書の写しについては、それぞれ、上で述べた①又は②の経費として認められるかどうかを確認する目的で提出を求めている。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第 7 条第 1 号該当性について

「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」の個人別支援実績書（第 9 号様式）には、DV 被害者等の名前、住所、生年月日、家族構成、心身の状況、病歴、財産の状況などが記載されており、シェルター入所者面接相談・同行支援の一覧表及び人件費に係る支払い調書には、支援団体の構成員である支援者の個人名及び個人の印影の記載がある。これらは条例第 7 条第 1 号に規定されている個人に関する情報に当たる。

さらに、個人別支援実績書（第 9 号様式）には、DV 被害者の相談内容の記載があり、特定の個人の思想や信条など、個人の人格と密接に関連する情報が含まれている。これらは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たる。

以上のことから、条例第 7 条第 1 号に該当するものと判断した。

(2) 条例第 7 条第 2 号イ該当性について

家賃・共益費等の振込明細書の写しには、シェルターに関する不動産会社の銀行口座情報が記載されている。これは内部管理情報に当たり、これを公にすることは、業務経営上に支障を生ずることになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、条例第 7 条第 2 号イに該当するものと判断した。

(3) 条例第 7 条第 2 号ロ該当性について

「平成 31 年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」及びその添付書類には、シェルターを運営している団体名、DV 被害者等に対して支援を行った年月日の記載やDV 被害者等の支援にかかる具体的な流れが記載されており、これらを公にすることは、DV 被害者の安全の確保を行う機関である支援団体やその具体的な手順等がDV 加害者にも公開されることになり、DV 被害者が安心して相談できる環境や支援者の安全性を損ない、ひいては支援団体が行うDV 被害者支援の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そして、個人別支援実績書（第 9 号様式）には、DV 被害者の相談内容が具体的に記載されている。相談業務については、支援団体と相談者との信頼関係の上に成り立っている。DV 被害者に関する相談はその性格から相談者自身が強い不安を抱えた中での相談であり、その相談内容及び支援状況を公にすることは、相談者の信頼を損ね、今後相談しようとする者が躊躇する等、支援団体のDV 被害者支援の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えてDV 被害者支援は、関

係団体単独でその解決ないし支援を行うことは少なく、行政を含む関係機関、関係他団体等との密接な協力体制が必要となる。また、個人別支援実績書（第9号様式）には、各関係機関が行った支援の内容も記載されており、これらの内容を公にすることは、支援団体のDV被害者支援において、関係機関、関係他団体等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障が生じる。

ところで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第23条第1項では、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において『職務関係者』という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない」と規定されており、支援を行うに当たってDV被害者等の安全確保及び秘密保持に配慮を行わなければならないことは明らかである。

以上のことから、「平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書」及びその添付書類は実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で支援団体から提供されたものであり、公にしないことに合理的な理由があると認められる情報に当たる。

以上のことから、条例第7条第2号ロに該当するものと判断した。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

- 1 「大分県民間シェルター運営事業費補助」は、情報開示を通じた市民の選択・監視を前提とした制度のため監督官庁のない外部のNPOへ委託した公金事業である。市民への情報開示は個人情報を除き、公開されるべきである。個人別支援実績書は個人情報にはあたらないと弁明書で大分県行政も認めている。
- 2 また受託団体名も非公開としているが、受託団体名はすでに大分県庁ホームページの令和元年NPOの協働施策実績一覧表にて公開されていた情報である。行政の判断でそれを非公開と決めたことは、開示請求法で保障された国民の知る権利の侵害である。
- 3 重複払いについて大分県を含む大分県を含む（原文ママ）複数の自治体が補助金を交付している事実については、支援団体及び行政機関相互で把握しているとのことだが、現在その相互の確認がされておらず重複払いが確認されており住民訴訟で係争中の自治体を確認されている。大分県とその自治体の違いが証明できていない。

任意団体のため認証・監査がなく、平成〇〇年から令和〇年まで様々な機関により「NPO法人」と記載されていたにも関わらず、行政が気づいていなかった時点で、行政のいう高い秘匿性情報とDVシェルター利用者のセンシティブ情報を扱う外部の団体への監査・指導に疑問性がある。

第6 審査会の判断

1 本件一部公開文書について

本件対象公文書は、平成31年度大分県民間シェルター運営事業費補助金の交付事業において、当該補助金の交付を受けた団体から提出された①平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書及びその添付資料である②収支精算書、③個人別支援実績書、④支払い調書、⑤シェルター入所者面接相談・同行支援（令和元年度）、⑥家賃・共益費等の振込明細書（キャッシュサービスご利用明細票）の写しである。

2 本件一部公開文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第1号及び同条第2号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として定めている。

また、条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を、同号ロにおいて、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を掲げている。

(2) 各記載内容の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、弁明書において、本件対象公文書には、DV被害者等の氏名、住所、生年月日、家族構成、心身の状況、病歴、財産の状況などが記載されており、これらは条例第7条第1号に規定されている個人に関する情報に当たること、また、本件対象公文書には、DV被害者の相談内容の記載があり、特定の個人の思想や信条など、個人の人格と密接に関連する情報が含まれている。これらは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たることから、条例第7条第1号に該当するものと判断したと主張している。

そこで、以下、条例第7条第1号該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア 個人別支援実績書について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、個人別支援実績書には、DV被害者等の生年月日、年齢及び退所後の居住先の記載欄がある。これらは特定

の個人を識別することができる情報といえる。さらに、「退所した婦人相談所（入所期間）」の記載欄については、その入所期間と他の情報を照らし合わせることで個人を識別することができる情報といえる。

また、「同伴家族の状況」、「支援方法」、「備考」、「支援経過」及び「支援結果」には、DV被害者等の心身の状況、資力に関する情報、家族の状況が記載されており、これらは特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報といえる。

よって、条例第7条第1号に該当する。

イ 支払い調書について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、支払い調書には支援団体構成員の氏名及び個人の印影が記載されており、これらは個人を識別することができる情報といえることから、条例第7条第1号に該当する。

ウ シェルター入所者面接相談・同行支援の一覧表について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、シェルター入所者面接相談・同行支援の一覧表には、支援団体構成員の氏名が記載されており、これは個人を識別することができる情報といえる。さらに、シェルターの入所期間が記載されており、その入所期間と他の情報を照らし合わせることでシェルターに入居していた者を推測できるおそれがあり、個人を識別することができる情報といえる。

よって、条例第7条第1号に該当する。

(3) 各記載内容の条例第7条第2号イ該当性について

実施機関は、弁明書において、本件対象公文書には、シェルターに関する不動産会社の銀行口座情報が記載されており、これは内部管理情報に当たり、これを公にすることは、業務経営上に支障を生ずることになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号イに該当するものと判断したと主張している。

そこで、以下、条例第7条第2号イ該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア 平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書には、支援団体の代表者印の印影が記載されている。これは当該団体の内部管理情報に該当するものであり、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえることから、条例第7条第2号イに該当する。

イ 家賃・共益費等の振込明細書（キャッシュサービスご利用明細票）の写しについて

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、家賃・共益費等の振込明細書（キャッシュサービスご利用明細票）の写しには、支援団体の取引銀行番号、取扱店番号、銀行口座番号、振込先銀行名、支店名、口座種別、振込先口座番号及び不動産会社名が記載されている。これらは当該団体の内部管理情報に該

当するものであり、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえる。

よって、条例第7条第2号イに該当する。

(4) 各記載内容の条例第7条第2号ロ該当性について

実施機関は、弁明書において、本件対象公文書には、シェルターを運営している団体名、DV被害者等に対して支援を行った年月日の記載やDV被害者等の支援にかかる具体的な流れが記載されており、これらを公にすることは、DV被害者等の安全の確保を行う機関である支援団体やその具体的な手順等がDV加害者にも公開されることになり、DV被害者が安心して相談できる環境や支援者の安全性を損ない、ひいては支援団体が行うDV被害者支援の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、本件対象公文書には、DV被害者の相談内容が具体的に記載されており、その相談内容及び支援状況を公にすることは、相談者の信頼を損ね、今後相談しようとする者が躊躇する等、支援団体のDV被害者支援の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、DV被害者支援は行政を含む関係機関、関係他団体等との密接な協力体制が必要となるところ、本件対象公文書には、各関係機関が行った支援の内容が記載されており、これらの内容を公にすることは、支援団体のDV被害者支援において、関係機関、関係他団体等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障が生じること、実施機関は、DV防止法第23条第1項の規定により、支援を行うに当たってDV被害者等の安全確保及び秘密保持に配慮を行わなければならないことは明らかであって、本件対象公文書は実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で支援団体から提供されたものであり、公にしないことに合理的な理由があると認められる情報に当たることから、条例第7条第2号ロに該当するものと判断したと主張している。

そこで、以下、条例第7条第2号ロ該当性について、記載内容ごとに検討する。

ア 本件対象公文書の記載内容について

DV防止法第23条第1項では、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定されており、同法に基づき全国で適切に施策が実施されることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「DV防止法基本方針」という。）では、秘密の保持に関して以下のとおり定めている。

- ・「被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れ

られることが重要である」(基本方針第2-2)

- ・「被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の相談情報、住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。」(基本方針第2-7(2))
- ・「職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。」(基本方針第2-9(1)イ)
- ・「被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護や一時保護後の自立支援を行う施設(民間団体によるシェルターやステップハウスを含む。)の所在地等については、加害者等に知られないよう工夫するなど、被害者の安全や当該施設の運営への危害のおそれを十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。」(基本方針第2-11(1))

以上のことからすると、DV防止の業務に関わる者においては、民間シェルターの特定に関する情報やDV被害者の相談内容はもとより、DV被害者等の支援に係る情報は通例として公にしないことが共通認識になっているものといえる。

そして、本件対象公文書は、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号)及び大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱に基づき提出されたものであるが、補助事業の成果を確認するという合理的な理由による実施機関の求めに応じて、他に知らされないという信頼のもとに提出された文書であると考えられる。

一方、情報公開制度においては、公開しないことに合理的理由がある情報に限り非公開情報として定められていることから、本件対象公文書の非公開部分に対する条例第7条第2号ロ該当性の判断については、上記で述べた他に知らされないという信頼の保護に値する合理的な理由があるものか否かという観点に基づき、以下検討する。

イ 平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、平成31年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書には、支援団体の所在地及び団体名が記載されている。

支援団体の所在地及び団体名が公になると、DV加害者等が支援団体の活動を追跡するなどして、シェルターの所在地の特定につながるおそれがあることから、DV被害者等の安全を損ない、支援団体の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるという理由に不合理な点は見受けられない。

よって、条例第7条第2号ロに該当する。

なお、審査請求人は、「受託団体名はすでに大分県庁ホームページの令和元年NPOの協働施策実績一覧表にて公開されていた情報である。」と主張しているが、当該一覧表は、本件公開請求時以前から既にホームページで閲覧できない状態であり、何人でも知りうる状態に置かれている情報といえるものではなく、あくまで条例第7条第2号ロの要件に該当するか否かにより判断すべきものであるため、当該主張を採用することはできない。

ウ 個人別支援実績書について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、個人別支援実績書には、退所した婦人相談所（入所期間）、退所後の居住先、シェルターの入所退去年月日、支援目標、支援方法、備考、支援経過及び支援結果の記載欄があり、これらには、DV被害者の相談内容、支援団体や関係機関による支援内容、DV被害者等の状況に応じた支援方針、DV被害者等のシェルター退所後の見通し等が記載されている。

個人別支援実績書はDV被害者の相談内容や支援内容等が詳細に記載された資料であることからすると、個人別支援実績書の一部でも公になると、DV被害者が支援団体への相談を躊躇し、事実関係を正確に把握できなくなり、また、関係機関との信頼関係に支障が生じ、支援団体のDV被害者支援の業務遂行及びDV被害者等の安全確保に支障が生じるおそれがあるという理由に不合理な点は見受けられない。

よって、条例第7条第2号ロに該当する。

エ 支払い調書及びシェルター入所者面接相談・同行支援（令和元年度）について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、支払い調書には、支援団体の構成員が面接や同行支援を行った日付が記載されており、また、シェルター入所者面接相談・同行支援（令和元年度）には、シェルターの入所期間及び支援した日付が記載されている。

これらの日付及び入所期間が公になると、シェルターの入退去年月日が確認できるため、DV被害者等の支援に係る情報を明かすこととなり、DV被害者が支援団体への相談を躊躇し、事実関係を正確に把握できなくなり、また、関係機関との信頼関係に支障が生じ、支援団体のDV被害者支援の業務遂行及びDV被害者等の安全確保に支障が生じるおそれがあるという理由に不合理な点は見受けられない。

よって、条例第7条第2号ロに該当する。

オ 家賃・共益費等の振込明細書（キャッシュサービスご利用明細票）の写しについて

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、家賃・共益費等の振込明細書（キャッシュサービスご利用明細票）の写しには、支援団体名及び携帯電話番号が記載されている。

支援団体名及び携帯電話番号が公になると、DV加害者等が支援団体の活動を追跡するなどして、シェルターの所在地の特定につながるおそれがあるため、DV被害者等の安全を損ない、支援団体の業務の適正な遂行に支障が生じるという理由に不合理な点は見受けられない。

よって、条例第7条第2号ロに該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の一部公開に関する主張の他に補助金の重複支払いについて主張しているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の一部公開決定処分について、その適否を審査することを本務とするものであるから、当該主張については、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------|-------------------|
| 令和6年4月 8日 | 諮 問 |
| 令和6年5月29日 | 事案審議（令和6年度第2回審査会） |
| 令和6年6月26日 | 事案審議（令和6年度第3回審査会） |
| 令和6年7月30日 | 事案審議（令和6年度第4回審査会） |
| 令和6年8月28日 | 答申決定（令和6年度第5回審査会） |

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

| 氏 名 | 職 業 | 備 考 |
|---------|------------------|------------|
| 生 野 裕 一 | 弁護士 | 会 長 |
| 渡 邊 博 子 | 大分大学経済学部教授 | |
| 大 塚 浩 | 大分県商工会議所連合会専務理事 | |
| 松 尾 和 行 | 元大分合同新聞社編集局長 | |
| 徳 丸 由美子 | 大分県地域婦人団体連合会元副会長 | R6.5.31 退任 |
| 梶 原 百合子 | 大分県地域婦人団体連合会理事 | R6.6. 1 就任 |